

# 医療法人 若愛会

## 介護老人保健施設 けやき 運営規程

<通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション>

### 第1章 総則

(規程の目的)

第1条 この規程は、医療法人若愛会が、介護保険法第94条の規程に基づき開設許可を受けた介護老人保健施設けやき（以下「施設」という。）における通所リハビリテーションについて、その運営に関する事項を定め、効果的な施設運営と通所者に対する適正な処遇を確保することを目的とする。

(施設の目的)

第2条 施設は、要介護状態及び要支援状態と認定された利用者（以下、「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 施設では、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法及び作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の回復を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるように在宅ケアの支援に努める。

- ② 施設では、利用者の意思及び人格を尊重し利用者に対し身体拘束を行わない。
- ③ 施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的なサービス提供を受けることができるよう努める。
- ④ 施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- ⑤ サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- ⑥ 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

(施設の名称等)

第4条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称 介護老人保健施設 けやき

所在地 北九州市若松区西畑町9番72号

(利用定員等)

第5条 施設の通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの利用定員等は次のとおりとする。

利用定員 50名

営業日 月～土曜・祝日

営業時間 9時から17時

(定員の遵守)

第6条 施設は、利用定員を超えて通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの提供を行ってはならない。

(通常の送迎の実施地域)

第7条 施設が、通常の事業実施の対象とし、送迎を行う地域は次のとおりとする。

若松区 戸畑区 八幡西区

## 第2章 職員の職種、員数及び職務内容

(職員の職種及び員数)

第8条 施設に、次の職員を置く。

- |                           |    |
|---------------------------|----|
| (1) 管理者                   | 1名 |
| (2) 医師                    | 1名 |
| (3) 看護職員                  | 1名 |
| (4) 介護職員                  | 6名 |
| (5) 支援相談員                 | 1名 |
| (6) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士(兼務) | 3名 |
| (7) 介護支援専門員               | 0名 |
| (8) 事務職員                  | 2名 |

(職務の内容)

第9条 前条に掲げる職種の職務内容は、次の通りとし、職員の具体的な業務分担については別に定める。

(1) 管理者

介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。

(2) 医師

利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。

(3) 看護職員

医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の施設サービス計画及び通所リハビリテーション計画に基づく看護を行う。

(4) 介護職員

利用者の通所リハビリテーション計画に基づく介護を行う。

(5) 支援相談員

利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。

(6) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士

医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。

(7) 事務員

施設の庶務及び経理の事務処理に関すること。

(勤務体制の確保)

第10条 施設は、利用者に対し、適切な通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションを提供することができるよう、職員の勤務体制を定めておかななければならない。

② 施設は、当該職員によって通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない。

③ 施設は、職員に対し、その資質の向上のための機会を確保するものとする。

第3章 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの開始及び終了

(内容及び手続の説明及び同意)

第11条 施設は、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの提供に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事

項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について文書により利用者の同意を得るものとする。

(受給資格等の確認)

第12条 施設は、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

② 施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションを提供するように努めること。

(サービスの提供)

第13条 施設は、その心身の状況若しくは病状により、施設において、診療に基づき実施される計画的な医学的管理における理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを受ける必要があると認められる者を対象に、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションを提供するものとする。

② 施設は、正当な理由なく、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの提供を拒んではならないものとする。

③ 施設は、通常の送迎の実施地域及び利用申込者の病状等を勘案し、利用申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難である場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適切な他の事業者等の紹介及び適切な病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じるものとする。

④ 施設は通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの提供にあたっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、その心身の状況、病歴、その置かれている状況、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。

(居宅介護支援事業者との連携)

第14条 施設は、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションを提供するにあたっては、居宅介護支援事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

② 施設は、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

③ 施設は、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、通所リハビリテーション及び介護予防通所リ

ハビリテーションの提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第15条 施設は利用の際に要介護認定を受けていない利用申込者について、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

② 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行うものとする。

(サービス提供の記録)

第16条 施設は、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションを提供した際には、提供年月日及び内容、その他必要な事項を利用者の居宅サービス計画を記載した書面等に記載するものとする。

(健康手帳への記載)

第17条 施設は、提供した通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションに関し、入所者の健康手帳の医療に係るページに必要な事項を記載するものとする。ただし、健康手帳を有しないものについては、この限りでない。

#### 第4章 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの内容

(通所リハビリテーション計画の作成)

第18条 医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる職員は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえリハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的な内容等を記載した通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション計画を作成するものとする。

② 施設は、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション計画を作成するにあたって、それぞれの利用者に応じた計画を作成し、利用者又はその家族に対して説明し、同意を得るものとする。

③ 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション計画の作成にあたっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画にそつ

て作成するものとする。

- ④ 職員は、それぞれの利用者について、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価をリハビリテーション記録に記載する。

(通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの取扱方針)

第 19 条 施設は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

- ② 施設は、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの提供に当たって、医師の指示及び前条に規定する通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の回復維持を図り、日常生活の自立に資するよう妥当適切に行うものとする。
- ③ 施設は、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの提供に当たって、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、適切なサービスの提供を行う。特に認知症の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じその特性に対応したサービス提供ができる体制を整えるものとする。
- ⑤ 施設は、自らその提供する通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(衛生管理等)

第 20 条 施設は、利用者の使用する食器、その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め又は衛生上必要な措置を講じると共に医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

- ② 施設は、食中毒及び伝染病（感染症）の発生を防止するとともに、蔓延することがないように、水廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。
- ③ 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月 1 回、検便を行わなければならない。
- ④ 定期的に、害虫等の駆除を行う。

## 第 5 章 利用料その他の費用

(利用料等の受領)

第 21 条 施設は、法定代理受領サービスに該当する通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションを提供した際には、利用者から別表に掲げる利用料の一部及び食事の負担額の支払いを受けるものとする。

- ② 施設は、前項に定めるもののほか、別表 1、2 に掲げるその他の費用の支払いを受けることができる。

- ③ 施設は、前項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入所者の同意を得るものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第22条 法定代理受領サービスに該当しない通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションに係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

## 第6章 施設利用に当たっての留意事項

(留意事項)

第23条 利用者は次の事項を守らなければならない。

- (1) 利用に当たっては、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション計画に基づいて利用し、職員の指導に従い、規律を守り相互の友愛と親和を保ち、心身の安定を図るよう努める。
- (2) 他の利用者に迷惑をかけず、相互の融和を図るよう努めること。
- (3) 施設及び療養室の清潔、整頓その他環境衛生の保持のために協力するとともに、身の回りを整え、身体及び衣類の清潔に努める。
- (4) 建物、備品及び貸与物品は大切に扱うよう努めること。
- (5) 火災予防上、次の点については特に注意を払い、火災防止に協力すること。
  - ア 発火の恐れのある物品は、施設内に持ち込まないこと。
  - イ 火災防止上、危険を感じた場合は、直ちに職員に連絡すること。

(身上変更の届出)

第24条 利用者は、身上に関する重要な事項に変更が生じたときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

## 第7章 非常災害対策

(非常災害対策)

第25条 管理者は、災害防止と利用者の安全を図るため、別に定める防災に関する規定に基づき、防火管理者及び消防計画を定め、常に利用者の安全確保に努めるとともに、非常災害に備えるため、所轄消防機関と連絡を密にして、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

## 第8章 その他施設運営に関する重要事項

### (掲示)

第26条 施設は、当該施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

### (守秘義務及び個人情報の保護等)

第27条 施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- ② 施設は、職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じるものとする。
- ③ 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得るものとする。

### (苦情処理)

第28条 施設は、その提供した通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置し、別紙「利用者からの苦情を処理するために講じる措置の概要」に基づいて措置するものとする。

- ② 施設は、その提供した通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは掲示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- ③ 施設は、その提供した通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションに関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

### (地域との連携)

第29条 施設は、その運営に当たっては、地域住民及びボランティア等との連携及び協力を行う等、地域との交流に努めるものとする。

### (緊急時の対応)

第30条 職員は、現に通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの提供を行っているときに利用者の病状に急変が生じた場合その他必要な場

合は、速やかに医師及び管理者に指示を仰ぎ必要な措置を講ずるとともに、必要に応じ主治医へ対し連絡を行うものとする。

(利用者に関する市町村への通知)

第31条 施設は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

- (1) 正当な理由なしに通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたとき。
- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(記録の整備)

第32条 施設は、従業者、設備、会計及び利用者に対する通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの提供に関する記録を整備しておくものとする。

- (1) 管理に関する記録
  - ア 事業日誌
  - イ 職員の勤務状況、給与、研修等に関する記録
  - ウ 定款及び施設運営に必要な諸規定
  - エ 月間及び年間の事業計画表及び事業実施状況表
  - オ 関係官署に対する報告書等の文書綴
  - カ 重要な会議に関する記録
  - キ 防災訓練等に関する記録
- (2) 通所者に関する記録
  - ア 通所者台帳（病歴・生活歴・家族の状況等を記録したもの）
  - イ 施設サービス計画書
  - ウ 診療録及び機能訓練・療養日誌
  - エ 第11条に規定する検討の経過・結果の記録
  - オ 献立その他給食に関する記録
  - カ 緊急やむを得ない場合に行った身体拘束等に関する記録
- (3) 会計経理に関する記録
  - ア 収支予算・決算に関する書類
  - イ 金銭の出納に関する書類
  - ウ 収入・支出に関する書類
  - エ 資産に関する台帳
  - オ 利用料に関する書類

(身体の拘束等)

第 33 条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該入所者または他の入所者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

(褥瘡対策等)

第 34 条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、その発生を防止するための体制を整備する。

(補則)

第 35 条 この規定に定めるもののほか、介護保険法、介護保険法施行令等関係各法令を遵守し、さらに必要な事項については、別に定める。

附則

この規定は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 1 年 10 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。